

平成 22 年 6 月 7 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19520620
 研究課題名（和文）19 世紀前半ブランデンブルク農村社会の紛争と社会的調整に関する実証的研究
 研究課題名（英文）The Empirical Research on Conflicts and Regulative Functions in the Rural Society of Brandenburg in the First Half of the 19th Century
 研究代表者
 山崎 彰（YAMAZAKI Akira）
 山形大学・人文学部・教授
 研究者番号：30191258

研究成果の概要（和文）：

ドイツ・ブランデンブルク地方のレカーン領をめぐる紛争を、18 世紀後半から 19 世紀前半の期間を対象として検討した。18 世紀の領主間で争われた領地境界紛争、18-19 世紀における領主と農民の間で展開した領主権と賦役をめぐる紛争、19 世紀中葉まで長引いた領主とビュドナー（農村下層民）の間で展開した共有地用益権の償却をめぐる紛争、以上が本研究の主要内容であった。

研究成果の概要（英文）：

This Research have solved the following questions considering the social conflicts, which occurred in Reckahn estate (Brandenburg) between the 18th and 19th Century.

1. The conflicts between lordships, who struggled in the 18th Century to expand their domains in marshlands with the purpose of getting wide grasslands.
2. The conflicts between the lordship of Reckahn and its peasants in the 18th and 19th Century. They disputed how they could abolish the manorial system and make the peasants independent.
3. The conflicts between the lordship of Reckahn and its day laborers, who were acknowledged to build their cottages and hold a few domestic animals in the estate. The latter demanded to convert their rights of using common lands into the possession of farmlands. This conflicts lasted until the middle of the 19th Century.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	800,000	240,000	1,040,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
2009 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：ブランデンブルク、紛争、農村社会

1. 研究開始当初の背景

近年西洋中世史や近世史の学会において、紛争とその解決方法の検討をつうじて、当該社会の権力構造や価値意識を解明しようとする研究手法が注目を集めている。しかし一見、ブランデンブルクなど東部ドイツ農村社会には、このような手法はなじまないようにも思われる。G.F.クナップの農民解放研究や大塚史学の比較土地制度論の影響で、近世、近代の東部ドイツの農村社会は、西部の西欧的農村社会とは対照的にとらえられてきた。即ち、東部の土地貴族は領地を一元的に支配し、その内部での裁判権を独占していたため、領民に対する権威的支配はきわめて強固であるとされた。こうした土地貴族の農村支配に関する理解はH-U.ヴェーラーらの社会史研究に引き継がれた。社会史研究は、近世の家父長的領主支配が近代に持ちこまれ、ドイツ第二帝政の反民主主義的な社会基盤となったと説明してきた。このような社会では公然たる紛争はまれであるとされ、これまでその意義に対して注目されることも少なかった。

2. 研究の目的

このように近世から近代にかけてのドイツ東部農村社会が、領主の権威的支配によって貫かれていたとの歴史像は広く浸透していたが、しかし実際には様々な紛争に満ち、訴訟の絶えない社会であった。本研究では、ブランデンブルク州立中央文書館所蔵の「レカーン領文書」（史料番号 BLHA. Rep.37. Reckahne）を基本的史料として、18世紀末と19世紀前半におけるブランデンブルク農村社会の紛争形態とそれの解決の過程を追うことを課題としている。本研究では、ロッホウ家が領有するレカーン領の諸村とその周辺地域を対象として、次のような課題をもってこれらの紛争について分析を進めた。

農場領主制地帯である東部ドイツでは、西部に比べ領地所有は一元的であるとのイメ

ージが強かったが、実態は必ずしもそうではない。ブランデンブルクでは、貴族や都市の領地が一円性を欠く場合が多く、境界もはっきりせず、このことから中世以来境界紛争が絶えなかった。18世紀における境界紛争もこうした歴史的経緯の延長上に生じるが、他方でこの時代は私的土地所有権が確定していく時期でもあるため、紛争のあり方に質的变化があったことが予想される。紛争の内容と協議の過程を検討し、最終的に排他的私的所有権として、それぞれの領地境界が確定されていった過程を明らかにする。本研究では、レカーン系ロッホウ家、ゴルツォウ系ロッホウ家、ブランデンブルク市の3者間の低湿地領有をめぐる紛争を分析する。ちなみに低湿地は、18世紀の排水事業の進展とともに、優良牧草地や耕地に生まれ変わり、境界紛争における最大の争点ともなり、私的土地所有権確定における難問のひとつでもあった。

次に領主と領民の間で繰り広げられた紛争が検討課題になる。16世紀の農場領主制形成以来、この形態の紛争が多発した。レカーン領でも賦役負担や森林・放牧地利用をめぐり18世紀には50年間にもわたって、農民が領主に対して裁判闘争を繰り広げている。19世紀前半の領主制や共有地の解体過程でも、両者間では厳しいやりとりがあった。19世紀の領主制解体や共有地分割をめぐる協議によって、領主と農民は各々が独占的な土地所有権を確保していったのだが、この交渉が18世紀の協議とどのような関連があったのかが明らかにされなければならない。

さらに1830年代には、領主の主要な交渉相手は、農民からビュドナー（園地農）へと移行し、後者もまたこれまで領主制下で認められていた放牧地や森林利用の役権

Servituten を私的所有権として確保しようとした。この交渉は単に領主とビュドナーとの間で行われただけでなく、農民やインリーガーなど様々な農村諸階層がかかわってくる。領主との交渉で、農民とビュドナーの間には共闘関係がみられたのか、あるいは排除しあったのか、また対領主交渉においてビュドナーは他の農村下層民の存在をどのように認識していたのか、これらの点を明らかにすることも本研究の課題になる。

3. 研究の方法

本研究の主要な史料は、ブランデンブルク州立中央文書館に所蔵されるレカーン領文書である (BLHA Rep. 37 Reckahne)。しかし同文書は、いくつかの理由によって、重大な損害を被っている。まず同文書はレカーン領がオーストリア継承戦争の間に、プロイセン軍の宿营地となったことで大きな損害を受けており、1740年以前の史料の相当量がこの時失われたといわれている。さらに重大なのは、本研究が主要な対象としている18世紀後半から19世紀前半にかかわる史料については、第二次世界大戦終了後のソ連軍占領時に、レカーン城が1945年5月から翌46年にかけて接収され、この時、同城にあったアルヒーフに重大な消失を被ったことである。以上の結果と思われるが、ロッホウ家の家族・親族関係に関する史料はほとんど現存しておらず、また領主裁判関係の文書もわずかな部分が残るのみである。さらに18世紀後半の領主 Friedrich Eberhard von Rochow の試みた学校改革とその成果に関しても、それを知る手がかりとなる文書は皆無といっ

てよい。他方、残存している史料としては、ロッホウ家と周辺領地との間の領地境界紛争に関する史料、18世紀の領主と農民間で行われた裁判文書、19世紀の領主制廃止過程に関する

史料が比較的よく残されており、このため農村社会の紛争を明らかにしようとする本研究にとっては、有益な文書であるといえてよい。本研究では、これらの文書を電子データとして入力し、これを分析することによって進めた。

4. 研究成果

1) 18世紀のレカーン領研究によって、主に次の点を明らかにした。

レカーン領南西境界ではレカーン系ロッホウ家は御領地ツィザール、ゴルツォウ系ロッホウ家、ブランデンブルク市参事会と境界紛争を繰り広げ、北東・北西側でもブランデンブルク市参事会や同市の農耕市民などと境界をめぐる争った。なるほど、領主たちが領地の境界をめぐる争うのは新規の現象ではなかったとはいえ、18世紀の境界紛争には農業生産方法の変化が影響していた。18世紀には低湿地の本格的な開墾が始まり、牧草地化が大規模かつ不可逆に進められていったのである。18世紀の低湿地をめぐる領地境界紛争の背景には、畜産の重要性の増大があった。また紛争当事者の構成にも変化がみられた。18世紀初頭の南西境界をめぐる対立は、低湿地の開墾を先導していた領主間の領地拡大をめぐる紛争とすることができる。しかし18世紀後半には南西側でも、また特に北側境界では、所有権者の領主ばかりではなく、それとともに紛争の参加者として放牧権を有する農民共同体も登場してきたのであった。

領内の紛争においても農民たちの自立化の跡を確認することができる。本研究ではクラネ村農民の裁判闘争を検討したが、領主と同村の間で繰り広げられた裁判では、18世紀前半には賦役負担の定量化に重点が置かれ、農場領主制支配下における農民の法的立場の確定に主眼が置かれていた。これに対し

て世紀中葉の裁判ではこうした要求にとどまらず、領主直営地の削減、分農場での賦役拒否、農民の農場・土地所有権要求など、農場領主制の核心部分を批判するがごとき要求が目立ってくる。確かに農民の主張は農場領主制を直ちに否定するものではなかったが、農場領主制はもはや彼らにとって積極的な意味を失いつつあったことは確かであろう。さらにいまひとつの変化として、農民たちが徐々に畜産にかかわる権利、即ち飼料栽培や放牧権の確保に熱心になっていったことをうかがい知ることができた。従来、賦役が領主、農民双方にとって重大関心事であったのは穀作が農業生産の主軸であり、賦役が穀物生産に対して労働力、役畜使用の面で直接影響したからである。しかし休閑地における飼料栽培や放牧権の確保といった要求は、領主の低湿地開発と同様、畜産が農場経営において重要性を増してきたことを意味したのではないか。

ここで、農場領主制下での農民達の裁判闘争の意味についても付言しておかなければならない。ブランデンブルクの所領文書には膨大なこの種の史料が含まれている。こうした史料の存在は、農場領主制下の社会を権威的な領主支配と従順な農民によって形成されるとイメージしていたかつての研究に疑問を投げかけるものである。農民の地位は決して領主によって一方的に規定されたのではなかったことが、これらの史料より理解できる。農場領主制から農民解放を経て近代農村社会へと至るまでの、農民達の地位改善の動向は、引き続き注視する必要がある。

次に相続関係の史料より農民の資産状況の分析を行い、農場領主制下で農民たちが経営的に自立しつつあり、領主からの依存を脱却していたことを確認した。農民の生産手段保有状況より、次のような点が明らかになっ

た。第1に、農場動産の基本部分は役畜と耕作用農具であり、農場経営の中心が穀作にあり、畜産は自家用の域を大きくは出ていなかった。領主が低湿地の牧草地化によって、畜産に大きな関心を持ちつつあった当時において、農民経営の場合、1760年代頃までは畜産が大きな意味を持っていたとはいえない。第2に役畜や農具においては、領主の所有に属す農場基幹動産 Hofwehr は安定的に世代間で継承される生産手段として無視はできなかったとはいえ、農民の私有財産部分がそれを上回っており、農耕上の経営手段に関する限り農民は自立化しつつあった。従って賦役を実施する代わりに得ていた農場基幹動産の意義が低下していた以上、賦役も彼らにとっては無駄な負担として感じられていたであろうことが推測される。第3に、農民の私有財産に属す牝牛や豚、家禽は、遺産分割や隠居契約をつうじて下層民など社会的弱者に分配され、彼らの生活の維持にも役立てられていた。放牧地の用益をめぐって農民とビュドナーの間には対立関係があり、19世紀にはいると一層この問題は顕在化していくが、しかし親族的なレベルでみるならば農民が家畜を供給することで、ビュドナーの存立基盤が先ず整えられたという側面にも関心に向ける必要があるのではないか。領主、農民、ビュドナー間には賦役や牧草地利用をめぐって様々な対立もあったが、他方においては領主が農民に貸し与える農場基幹動産、農民がビュドナーに相続に際し分与する牝牛や小家畜によって、農民やビュドナーの経営と家族の再生産が一定程度支えられていたという側面も、見逃すことはできないだろう。

2) 続いて 19 世紀のレカーン領研究によって、主に次の点を明らかにした。

18 世紀後半の領主経営と比べたとき、19

世紀初頭のレカーン領の領主経営は、レカーン村と分農場メスドゥンクを中心として畜産が発展しており、牧草地拡大がこれに大きく寄与していたといえるだろう。しかし 1805 年に領主 Friedrich Eberhard が死去し、レカーン領がロッハウ家の遠縁の 5 人による共同所有の対象となったことは領主経営の革新にとって重大な障害となったと思われる。第 1 に、これを契機にレカーン領経営は小作に出されることになる。その後再度領主の直接経営に戻す動きも見られたが、しかし経営主体の不安定さによって、この後、領地経営において積極的な革新の試みが領主側からは提起されることはなかった。次に、1827 年にレカーン領は別系統のロッハウ家の間で二分割された。これまで 3 つの村、2 つの分農場の間で成立した補完関係がこれによって解体されてしまった。

ただし 1805 年と 1827 年の領主農場の経営を比較してみた場合、労働力の構成に重大な違いが見られ、この間に農民の賦役が廃止される一方、日雇労働者層が増えていることは重要な変化といえる。しかもこの日雇労働は、共有地の役権を有し、定住性の強いビュドナーにかわって、これを欠くアインリーガーによって徐々に担われていったことも重大な変化といえる。

レカーン領における領主側の主体性の動揺は、領主制の解体過程にも影響を与えた。即ち同領では、賦役の廃止は農民側の要求によって実現したのである。領主制解体と共有地分割による私的排他的土地所有権の確立は、明らかに農民側の主導によって進められたように思われる。プロイセン改革時の改革立法にたいしてレカーン領の農民たちは逸早く反応した。「調整」の過程で農民たちは農地の 3 分の 1 を領主に譲渡したとはいえ、これも農民の経営にとって、大きな打撃とは

ならなかったと考えられる。ただしこの改革はレカーン村の小規模農民と、ゲッティン村、クラネ村の中・大規模農民にとっては別様の意味を持っていた。前者では 18 世紀末に農民間で行われた農地の均等化の結果を受けて、農地の譲渡後も 8 農場全体が何とか独立農民経営とみなしうる規模を確保したとはいえ、家畜保有にも余裕がなく、このため森林の役権の補償を農地によって得ることで、農業基盤の拡充を図っていた。これに対してゲッティンとクラネの農民たちは、土地譲渡後も広い農地を確保し、家畜頭数も 18 世紀に比べると格段に増やし、森林の役権も農地ではなく、森林の所有権によって補償する道を選んでいるのである。18 世紀末において、小規模農民の間では農地の均等化が行われ、農民として最低限の農地の確保が目論まれていたのに対し、中・大規模農民は賦役の金納化を実施し、経営の自由裁量度を高め、対照的な動向が見られたが、19 世紀の農地改革後もこのような格差は埋められなかったのである。

農民に後れをとるがビュドナーたちもまた、役権として認められていた放牧地や森林の利用権を補償させ、これを私的土地所有権に転化しようと試みていた。農民たちの調整や共有地分割が 1820 年代には完了してしまったのに比べ、領主とビュドナーの交渉は 19 世紀中葉まで長期化し、レカーン領ではむしろ彼らこそ領主権の廃止の過程で、領主が厳しく対応しなければならない相手となった。この交渉においては、これまで彼らに役権を保証した明確な法的書類がなかったにもかかわらず、領主はこれを否定することはなかった。しかし役権の価値をどのように評価するのか、また保証の負担を領主と農民いずれが負うのかをめぐっては激しく争われることになる。

検討によって得た結果では、次の3点が重要である。これまでわずかな家畜しか放牧していなかった村のビュドナーたちは、「共有地分割令」第51条に従って生活の必要を充足できることを目安に補償を求めたのに対し、家畜の放牧において有利な立場にあった村のビュドナーはむしろ近年の実績を基準に補償を要望していた。領主側の態度で顕著であったのは、個別の村やビュドナー個人の実績を評価し、これを権利化することには否定的であったことであり、むしろこれまでビュドナーの家畜保有について地域で一般化していた標準に従い、領地全体をつうじて一律の家畜保有を彼らに求め、これを基準に役権の土地所有への転換を図ったことである。農民たちは18世紀に入植したビュドナーの役権償却には負担を分担したが、19世紀に新たに創設されたビュドナー農場の分に関してはこれを拒否し、領主が単独で負担した。従って、19世紀には農民たちのビュドナー農場創設に対する態度は否定的に変化していたことが明らかになる。他方ビュドナーたちも増大するアインリーガーによって、彼らの役権、特に森林用益権が侵害されていると認識していた。役権を確定し、これを土地所有権化して定住性を確実化することで、アインリーガーとの差別化を図った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

Akira Yamazaki, Japanische Forschungen zu den Preussischen Reformen in Vergangenheit und Gegenwart, in: European Studies, Vol.9, 2010, pp.165-173

〔学会発表〕(計1件)

Akira Yamazaki, Japanische Forschungen zur Preussischen Reform in Vergangenheit und Gegenwart (日独歴史家会議プログラム、東京大学教養学部ドイツ・ヨーロッパ研究書

主催、2009年9月18, 19日)

〔図書〕(計2件)

佐藤勝則(編者)・山崎彰/他8名『比較連邦制史研究』多賀出版、2010年、pp.99-126.

メーザー著/肥前榮一・山崎彰・他2名訳『郷土愛の夢』京都大学学術出版会、2009年、pp.43-57, 133-176, 183-204, 307-326.

6. 研究組織

(1)研究代表者

山崎 彰 (YAMAZAKI Akira)

山形大学・人文学部・教授

研究者番号：30191258

(2)研究分担者 なし

()

研究者番号：

(3)連携研究者 なし

()

研究者番号：